

**【基本指数】**

番号	類型	細目	基本指数	父	母
1号	① 就労	月160時間以上の就労を常態とする	55		
		月140時間以上160時間未満の就労を常態とする	50		
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする	45		
		月100時間以上120時間未満の就労を常態とする	40		
		月80時間以上100時間未満の就労を常態とする	35		
		月64時間以上80時間未満の就労を常態とする	30		
	②	自営業で挙証資料の提出がない場合	25		
2号	③ 妊婦・出産	切迫・入院等により著しく保育が困難である場合	55		
		多胎児の妊娠・出産により保育が困難である場合	40		
		上記以外の妊娠・出産	35		
3号	④ 保護者の疾病・障がい等	診断書	入院中（1ヶ月以上）又は常時寝たきり状態で保育をすることができない	55	
			通院治療を行い、常に安静を要するなど保育が常時困難	45	
			上記以外で通院治療が必要で、保育に支障がある	35	
		手帳	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1、障害基礎年金証書1級など	55	
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳A2、障害基礎年金証書2級など	45	
	上記以外の障がい等	35			
4号	⑤ 介護・看護	看護介助証明書	日常生活全般に動作能力が低下しており、介助なしでの生活は困難	55	
			歩行や排泄、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介助が必要	50	
			歩行などが不安定で、排泄や入浴などの一部または全部介助が必要	45	
			歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介助が必要	40	
			精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必要	55	
			精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要	50	
5号	⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害のため、復旧に当たっている場合	※		
6号	⑦ 求職活動	求職又は企業の準備のため保育が困難な状態である場合	25		
7号	⑧ 就学・職業訓練	①学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している	月160時間以上	55	
			月140時間以上160時間未満	50	
			月120時間以上140時間未満	45	
			月90時間以上120時間未満	40	
			月90時間未満	35	
		申し込み時点で就学予定	35		
		上記学校で通信制の場合	25		
8号	⑩ 社会的養護	虐待	児童虐待を受けるおそれがあると認められる場合	※	
		DV	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合	※	
9号	⑨ 育児休業	育休対象児以外の児童の申し込み	35		
10号	⑪ みなし育児休業時の継続保育	みなし育児休業期間に対象児童以外の児童の申し込みを希望する場合	25		
	⑫ その他	父母が不在（県外・離島在住を含む。）であり、保育を必要とする場合 上記に該当しないが、保育が必要であると認められる場合	※		

**選考点数**

(父) 基本	点	+	(母) 基本	点	+	調整指数	点	=	合計	点
--------	---	---	--------	---	---	------	---	---	----	---